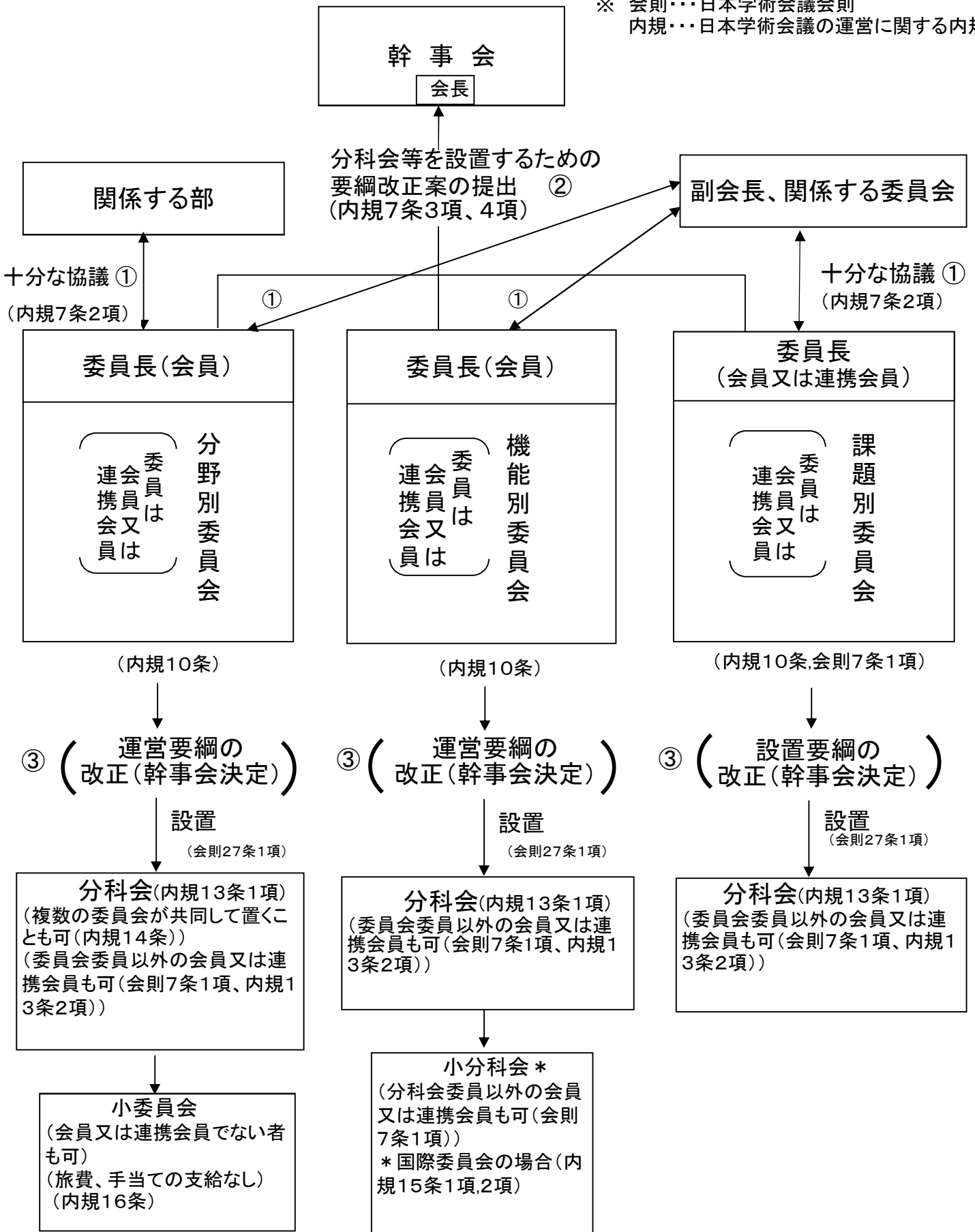


●委員会に分科会等を置く手続きフロー図

※ 会則・・・日本学術会議会則
内規・・・日本学術会議の運営に関する内規



☆連携会員には特任の連携会員を含みます。特任の連携会員は、会員・一般の連携会員で担うことのできない国際業務や専門的審議を担っていただくための制度です。

課題別委員会の設置期間、常置の委員会及びその分科会で設定された審議事項の審議期間など必要な期間に限り任命されます。